

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和5年12月6日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
------------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
---------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2300065 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2300027 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における標準賞与額を 18 万 3,000 円に訂正することが必要である。

請求期間①の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、請求者のA社における標準賞与額を 17 万 9,000 円に訂正することが必要である。

請求期間②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和2年7月31日
② 令和2年12月28日

私は、請求期間①にA社から賞与明細書令和2年7月分（【参考】と押印あり。以下「令和2年7月分賞与明細書」という。）と研究手当明細書令和2年7月分（以下「研究手当明細書」という。）と一緒に交付され、研究手当明細書には「通常の賞与で支給する手取額を研究手当として支給する」と記載されており、同社から研究手当としての振込みがあったが、当該研究手当について賞与としての年金記録がない。

また、請求期間②には、A社から慰労金令和2年12月分（以下「慰労金明細書」という。）が1枚交付され、慰労金明細書に記載された支給額が慰労金として振り込まれた。当該慰労金は厚生年金保険料控除後の金額であると思われるが、当該慰労金について賞与としての年金記録がない。

令和2年7月分賞与明細書、研究手当明細書、慰労金明細書、請求期間①及び②に係るA社からの振込額が確認できる預金通帳を提出するので、請求期間①及び②を賞与として記録してほしい。なお、請求期間②については、調査の結果、厚生年金保険料が控除されていなくとも正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された令和2年7月分賞与明細書、研究手当明細書、預金通帳、A社の同僚の陳述、同社の複数のグループ法人に係る訂正請求の調査におけるB税務署及び日本年金機構の回答並びに複数の同僚の陳述により、研究手当は、いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、3月を超える期間ごとに受けるものと判断できることから、厚生年金保険法第3条で規定される賞与と認められる。

また、請求者は、令和2年7月分賞与明細書と研究手当明細書と一緒に交付された旨陳述しているところ、研究手当明細書には「通常の賞与で支給する手取額を研究手当として支給する」と記載され、上記預金通帳により確認できる請求期間①の振込額は、令和2年7月分賞与明細書に記載された差引支給額及び研究手当明細書に記載された支給額と一致していることから、上記、「通常の賞与」とは、令和2年7月分賞与明細書に記載された支給額であると判断でき、請求者は、請求期間①においてA社から令和2年7月分賞与明細書により確認できる18万3,400円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られないが、事業主は、請求期間①について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（令和2年8月24日日本年金機構C事務センター受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、研究手当明細書には、「なお、研究手当としておりますが、今後諸般の事情により手当の名称を変更する場合がございます」と記載されている上、請求者から提出された慰労金明細書、預金通帳、A社の同僚の陳述、同社の複数のグループ法人に係る訂正請求の調査におけるB税務署及び日本年金機構の回答並びに複数の同僚の陳述により、慰労金についても請求期間①の研究手当と同様に、いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、3月を超える期間ごとに受けるものと判断できることから、厚生年金保険

法第3条で規定される賞与と認められ、請求者は、同社から慰労金明細書により確認できる標準賞与額 17 万 9,000 円に相当する賞与の支払を受けていたことが認められる。

一方、慰労金明細書には、17 万 9,000 円の支給額が記載されているだけであり、控除欄が空欄となっている上、上記預金通帳により確認できる振込額は、慰労金明細書に記載された支給額と同額であることが確認でき、このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、当該支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者のA社における請求期間②の標準賞与額については、慰労金明細書において確認できる支給額から 17 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2300061 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2300028 号

第 1　結論

請求期間①、②及び③について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 37 年生

住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　①　平成26年 1 月31日

②　平成27年 1 月23日

③　平成28年 2 月26日

私は、A 社から請求期間①、②及び③において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3　判断の理由

A 社から提出された請求者に係る平成 26 年分及び平成 27 年分の給与所得に対する源泉徴収簿、B 市から提出された請求者に係る同社の平成 26 年分、平成 27 年分及び平成 28 年分の給与支払報告書並びに請求者から提出された預金通帳（写し）により、請求者は、請求期間①、②及び③において、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が請求者に係る厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、A 社の履歴事項全部証明書及び閉鎖事項全部証明書並びにオンライン記録によると、請求者は、同社が厚生

年金保険の適用事業所となった平成 18 年 3 月 1 日から現在まで代表取締役であり、同社の事業主であることが確認できる。

また、日本年金機構 C 年金事務所が保管する総合調査台帳及び復命書並びに A 社が提出した請求者及び従業員に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）によると、平成 25 年 9 月 26 日に同社の総合調査が行われ、その結果、請求者の平成 24 年 1 月 25 日及び平成 25 年 1 月 25 日に支払われた 2 期間の賞与支払届並びに従業員の平成 23 年 12 月から平成 25 年 7 月までの間に支払われた 4 期間の賞与支払届の届出もれが判明したことにより、事業主により提出された当該期間に係る上記賞与支払届が同年 10 月 9 日に同年金事務所において受付されていることが確認できることから、事業主である請求者は、その直後の請求期間①、②及び③に係る賞与について、年金事務所に対し、賞与支払届の届出が必要であることを知り得る状態であったと考えられる。

さらに、請求者は、請求期間①、②及び③における A 社に係る社会保険事務について、担当者が退職したため、年金事務所へ提出する書類の作成や提出は同社の従業員ではない知人に任せており、上記総合調査の結果については覚えていない旨陳述しているが、請求者は、同社における資金管理は請求者自身が行っていた旨陳述しており、当該知人も請求期間①、②及び③において、請求者の指示により同社の年金事務所に提出する書類を作成し、提出していた旨陳述している。

加えて、上記総合調査により A 社は、請求者及び従業員について、請求期間①の直前の上記各期間に係る賞与支払届を提出しており、当該期間に係る社会保険料の納付義務が発生していることから、請求者は、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付していないことを知り得る状態であったと考えられる。

これらのことから、請求者は、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、請求期間①、②及び③については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。